



平成28年5月12日

各 位

会社名 株式会社 錢高組
代表者名 代表取締役会長兼社長 錢高 善雄
(コード: 1811、東証第1部)
問合せ先 常務役員総務財務統轄部長 畑道 康正
(TEL. 06-6531-6431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を、平成28年6月29日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、その利便性向上および公告手続き合理化のため、当社の公告方法を大阪市において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるため、現行定款第5条（公告の方法）を変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するとともに、現行定款第15条以下の各号を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年6月29日(水) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成28年6月29日(水) |

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 <条文省略> (公告の方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>大阪市において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。</u>	第1条～第4条 <現行どおり> (公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第14条 <条文省略> <u>(新 設)</u>	第6条～第14条 <現行どおり> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第15条～第37条 <条文省略>	第16条～第38条 <現行どおり>

以 上